

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニッカ 日化メンテナンス株式会社 カフネキガイシャ
 住所 東京都千代田区東神田2-5-12
フリガナ 代表者氏名 サエウツシマツク 代表取締役 イ 戸井 シイ 信一
 電話番号 03-5839-2526
 FAX番号 03-5833-7064
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	玉寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

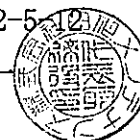
様式第10(第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

年 月 日

届出者 日化メンテナンス株式会社
東京都千代田区東神田 2-5-12
代表取締役 戸井 信一



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニッカメンテナンス 日化メンテナンス 株式会社		
住 所	東京都千代田区東神田 2-5-12		
フリガナ 代表者の氏名	トイ シンイチ 代表取締役 戸井 信一		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者変更	代表取締役 芦沢 公三	代表取締役 戸井 信一	平成30年5月9日
役員変更	別紙の通り	別紙の通り	平成30年5月9日

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

役員変更

変 更 前		変 更 後	
氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名
芦沢 公三	代表取締役	戸井 信一	新任 代表取締役
		芦沢 公三	取締役
長谷川 智之	取締役	長谷川 智之	取締役
近藤 宗浩	取締役	近藤 宗浩	取締役
		島 康彦	新任 取締役
野口 剛	取締役 (非常勤)	野口 剛	取締役 (非常勤)
五十嵐 誠	監査役 (非常勤)	五十嵐 誠	監査役 (非常勤)
		藤沼 秀文	新任 監査役(非常勤)

様式第二(第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからホまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30年 月 日

申請者

氏名又は名称 日化メンテナンス株式会社

住 所 東京都千代田区東神田2-5-12

代表者氏名 代表取締役 戸井 信



水道事業者 殿

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都千代田区東神田二丁目5番12号
日化メンテナンス株式会社

会社法人等番号	0100-01-027005
商号	日化メンテナンス株式会社
本店	東京都千代田区東神田二丁目5番12号
公告をする方法	官報により行う。
会社成立の年月日	昭和46年10月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>上、中、下水道処理施設の維持管理、及び補修、改造工事に関する業務</u> 2. <u>浄化槽等の設備の維持管理及びサービスに関する業務</u> 3. <u>建物及びこの附帯設備並びに工作物等の維持管理業務</u> 4. <u>浄化槽、給排水設備等の環境設備及びこれらの付属機器の製造、販売並びに施工</u> 5. <u>環境、土木、建築、農業その他建設工事全般に関する工事の施工請負</u> 6. <u>造園の設計、施工及び管理に関する業務</u> 7. <u>太陽光発電設備、充電設備、空調設備、水道水循環設備機器の販売及び施工、修理並びに維持管理に関する業務</u> 8. <u>電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売及び附帯工事並びに修理に関する業務</u> 9. <u>時計、カメラ、計量機器、光学機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピューター機器、医療機器の販売及び修理に関する業務</u> 10. <u>福祉機器（入浴装置、リハビリテーション機器）の販売、据付及び附帯サービスに関する業務</u> 11. <u>排水処理施設における水処理薬剤の製造及び販売</u> 12. <u>浴槽、浴槽釜・便槽、便器、貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠の販売、施工、コーティング加工及び保守管理</u> 13. <u>産業廃棄物処理に関する業務</u> 14. <u>消防設備機器の販売、施工及び保守管理</u> 15. <u>ハウスクリーニングに関する業務</u> 16. <u>飲料水、ペット用品の販売</u> 17. <u>労働者派遣事業</u> 18. <u>前各号に附帯する一切の事業</u>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上、中、下水道処理施設の維持管理、及び補修、改造工事に関する業務 2. 浄化槽等の設備の維持管理及びサービスに関する業務 3. 建物及びこの附帯設備並びに工作物等の維持管理業務 4. 浄化槽、給排水設備等の環境設備及びこれらの付属機器の製造、販売並びに施工 5. 環境、土木、建築、農業その他建設工事全般に関する工事の施工請負 6. 下水道管路施設の調査、点検、修繕業務 7. FRPライニング施工に関する業務 8. 造園の設計、施工及び管理に関する業務

	<p>9. 太陽光発電設備、充電設備、空調設備、水道水循環設備機器の販売及び施工、修理並びに維持管理に関する業務</p> <p>10. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売及び附帯工事並びに修理に関する業務</p> <p>11. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピューター機器、医療機器の販売及び修理に関する業務</p> <p>12. 福祉機器（入浴装置、リハビリテーション機器）の販売、据付及び附帯サービスに関する業務</p> <p>13. 排水処理施設における水処理薬剤の製造及び販売</p> <p>14. 浴槽、浴槽釜・便槽、便器、貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠の販売、施工、コーティング加工及び保守管理</p> <p>15. 産業廃棄物処理に関する業務</p> <p>16. 消防設備機器の販売、施工及び保守管理</p> <p>17. ハウスクリーニングに関する業務</p> <p>18. 飲料水、ペット用品の販売</p> <p>19. 労働者派遣事業</p> <p>20. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月10日登記</p>															
発行可能株式総数	32万株															
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 20万株															
株券を発行する旨の定め	当社は、株式に係る株券を発行する。															
資本金の額	金1億円															
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡する場合には、株主総会の承認を要するものとする。															
役員に関する事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>取締役</u></td> <td style="width: 45%;"><u>芦 沢 公 三</u></td> <td style="width: 40%;">平成28年 5月18日重任</td> </tr> <tr> <td><u>取締役</u></td> <td><u>芦 沢 公 三</u></td> <td>平成29年 5月17日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成29年 5月22日登記</td> </tr> <tr> <td><u>取締役</u></td> <td><u>芦 沢 公 三</u></td> <td>平成30年 5月 9日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成30年 5月10日登記</td> </tr> </table>	<u>取締役</u>	<u>芦 沢 公 三</u>	平成28年 5月18日重任	<u>取締役</u>	<u>芦 沢 公 三</u>	平成29年 5月17日重任			平成29年 5月22日登記	<u>取締役</u>	<u>芦 沢 公 三</u>	平成30年 5月 9日重任			平成30年 5月10日登記
<u>取締役</u>	<u>芦 沢 公 三</u>	平成28年 5月18日重任														
<u>取締役</u>	<u>芦 沢 公 三</u>	平成29年 5月17日重任														
		平成29年 5月22日登記														
<u>取締役</u>	<u>芦 沢 公 三</u>	平成30年 5月 9日重任														
		平成30年 5月10日登記														

	取締役	<u>長谷川智之</u>	平成28年 5月18日重任
	取締役	<u>長谷川智之</u>	平成29年 5月17日重任
			平成29年 5月22日登記
	取締役	長谷川智之	平成30年 5月 9日重任
			平成30年 5月10日登記
	取締役	<u>戸井信一</u>	平成28年 5月18日重任
	取締役	<u>戸井信一</u>	平成29年 5月17日重任
			平成29年 5月22日登記
	取締役	戸井信一	平成30年 5月 9日重任
			平成30年 5月10日登記
	取締役	<u>野口剛</u>	平成28年 5月18日重任
	取締役	<u>野口剛</u>	平成29年 5月17日重任
		平成29年 5月22日登記	
取締役	野口剛	平成30年 5月 9日重任	
		平成30年 5月10日登記	
取締役	<u>谷口朋宏</u>	平成28年 5月18日就任	
		平成29年 5月17日退任	
		平成29年 5月22日登記	
取締役	<u>近藤宗浩</u>	平成29年 5月17日就任	
		平成29年 5月22日登記	
取締役	近藤宗浩	平成30年 5月 9日重任	
		平成30年 5月10日登記	

	取締役 島 康 彦	平成30年 5月 9日就任 平成30年 5月10日登記
	茨城県筑西市玉戸1336番地298 代表取締役 芦 沢 公 三	平成28年 5月18日重任
	茨城県筑西市玉戸1336番地298 代表取締役 芦 沢 公 三	平成29年 5月17日重任 平成29年 5月22日登記 平成30年 5月 9日退任 平成30年 5月10日登記
	千葉県大網白里市みやこ野二丁目4番地2パークハウス大網東1番街1012号 代表取締役 戸 井 信 一	平成30年 5月 9日就任 平成30年 5月10日登記
	監査役 五十嵐 誠	平成26年11月 1日就任
	監査役 五十嵐 誠	平成30年 5月 9日重任 平成30年 5月10日登記
	監査役 藤 沼 秀 文	平成30年 5月 9日就任 平成30年 5月10日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、会社法第423条第1項の規定による取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、会社法第423条第1項の規定による監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上で、当該契約において定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

東京都千代田区東神田二丁目5番12号
日化メンテナンス株式会社

登記記録に関する
事項

平成28年8月8日東京都板橋区板橋三丁目9番7号から本店移転
平成28年 8月12日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成30年 5月18日

東京法務局
登記官

大 滝 和 成



整理番号 に552977

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/5

日化メンテナンス株式会社定款



この定款は原本と相違ないことを証明いたします。

平成30年5月25日
東京都千代田区東神田2丁目5番12号
日化メンテナンス株式会社
代表取締役社長 戸井 信一



第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、日化メンテナンス株式会社と称し、Nikka Maintenance Co., Ltd.と英訳する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上、中、下水道処理施設の維持管理、及び補修、改造工事に関する業務
2. 浄化槽等の設備の維持管理及びサービスに関する業務
3. 建物及びこの附帯設備並びに工作物等の維持管理業務
4. 浄化槽、給排水設備等の環境設備及びこれらの付属機器の製造、販売並びに施工
5. 環境、土木、建築、農業その他建設工事全般に関する工事の施工請負
6. 下水道管路施設の調査、点検、修繕業務
7. FRPライニング施工に関する業務
8. 造園の設計、施工及び管理に関する業務
9. 太陽光発電設備、充電設備、空調設備、水道水循環設備機器の販売及び施工、修理並びに維持管理に関する業務
10. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売及び附帯工事並びに修理に関する業務
11. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピューター機器、医療機器の販売及び修理に関する業務
12. 福祉機器（入浴装置、リハビリテーション機器）の販売、据付及び附帯サービスに関する業務
13. 排水処理施設における水処理薬剤の製造及び販売
14. 浴槽、浴槽釜・便槽、便器、貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠の販売、施工、コーティング加工及び保守管理
15. 産業廃棄物処理に関する業務
16. 消防設備機器の販売、施工及び保守管理
17. ハウスクリーニングに関する業務
18. 飲料水、ペット用品の販売
19. 労働者派遣事業
20. 前各号に附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機関の設置)

当社に、取締役会及び監査役を置く。

第5条 (公告の方法)

当社の公告は、官報により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は320,000株とする。

第7条（株券の発行）

当社は、株式に係る株券を発行する。

第7条の2（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡する場合には、株主総会の承認を要するものとする。

第3章 機 関

第1節 株 主 総 会

第8条（招集権者及び議長）

代表取締役は、株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第9条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第2節 取締役及び取締役会

第10条（員 数）

当社に取締役10名以内を置く。

第11条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。但し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

第12条（取締役会長及び取締役社長）

業務上の都合により取締役会の決議を以て取締役会長1名、取締役社長1名を定めることができる。但し、取締役社長は代表取締役でなければならない。

第13条（取締役副社長、専務取締役及び常務取締役）

業務上の都合により取締役会の決議を以て、当社に取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。

第14条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第15条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会の決議により、取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。

第16条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より1週間前に発するものとする。

但し、緊急のときは、これを短縮し3日前に発することができる。

第17条（取締役会の決議の省略）

取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第18条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第19条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、会社法第423条第1項の規定による取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上で、当該契約において定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第3節 監査役

第20条（員数）

当社に監査役3名以内を置く。

第21条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。但し任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第22条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第23条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、会社法第423条第1項の規定による監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

第4章 計 算

第24条（事業年度）

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日とする。

第25条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

第26条（中間配当）

当社は、毎年8月末日現在を基準日として、取締役会の決議によって剰余金の配当（金銭に限る。）をすることができる。